

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和6～8年度）案に係るパブリック・コメント結果

- 実施期間 令和6年1月24日(水)～2月14日(水)
- 意見提出者 2人 (方法) Eメール：0人 本市ホームページ：1人 FAX：1人
- 意見総数 9件 (内容) 意思疎通支援事業：1件 SDGs：1件 計画策定体制：1件 自立支援医療：1件 就労支援：1件
 疾病予防：1件 難病対策：1件 権利擁護の推進：1件 バリアフリー：1件

No	パブリック・コメントの内容（要旨）	本市の考え方
1	<p>【意思疎通支援事業について】</p> <p>近年、スマホを使用した遠隔サポートシステムが始まっている。視覚障害者が自宅で物を見る時に遠隔サポートで、書類や液晶画面などを見てもらえる。その中には、体温計や子どもの顔色や状態など健康・医療に必要なデータを見てもらう事も可能である。</p> <p>しかし、現行の事業では利用料金が高い。「アイコサポート事業」というのは、月額5500円もする。自治体によっては市単独事業で補助が始まったところもある。地域生活支援事業の意思疎通事業で、遠隔サポートに補助をしてもらう制度が必要である。</p> <p>（理由）</p> <p>科学技術の発展はすさまじく、その利用により視覚障害など感覚障害の者の生活向上には画期的なシステムも開発されている。これによりホームヘルパーの訪問時間が合わなくても情報援助してもらうことができるとともに、同行援護などヘルパー給付を受けなくても移動支援を受けることができる。</p>	<p>現行、国が示す地域生活支援事業における意思疎通支援事業実施要領では、通信等に要する経費については事業の対象経費とはならないとされています。</p> <p>しかしながら、近年の科学技術の発展に伴い、国においては障がいのある方の情報取得等の促進に向け、対象経費の拡充や新たなメニューが追加される可能性があるため、国の動きを注視するとともに、また併せて他都市の取組を情報収集する等し、研究を行ってまいりたいと思います。</p>
2	<p>【SDGsについて】</p> <p>SDGsの理念が計画策定にあたってどのように考慮されているのか教えてください。</p>	<p>高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、高知市総合計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画である高知市地域福祉活動推進計画の下、高知市高齢者保健福祉計画、高知市子ども・子育て支援事業計画等、関連する保健福祉計画との整合性をもって策定しました。SDGsは「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現をめざして取り組むとされており、総合計画においてもSDGsと一体的に推進していくこととしています。SDGsのゴールは、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」など、そのすべてが自治体行政や市民とも関りが深いものばかりです。障害者計画におきましても、高知市総合計画の考え方を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくりをめざして取組を進めていくことがSDGsの理念とも一致するものと考えております。</p>
3	<p>【計画策定体制について】</p> <p>p7計画策定体制について 高知市障害者計画等推進協議会で検討しており、障害者当事者の代表も入れていると書かれている。また p128 計画の点検評価について 推進協議会条例第3条では委員20名以内で組織し、7つの分野から選ぶこととなっている。現在の委員16名はそれぞれどの分野からの代表なのか、明確にしてほしい。第3条(1)から(7)のどこに該当するのか明記してください。また公募委員を選考委員会で選ぶとあるが、選考委員会の委員構成がどうなっているのか教えてください。公平公正が担保されているのか。さらに p24で計画推進のためには 障害者の役割として計画推進の主役としてかわってほしいと明記されている。当事者の声により計画に反映されていくためにも、障害者計画等推進協議会のなかで当事者の構成を現在よりも増やすべきと考える。見解を示してください。</p>	<p>高知市障害者計画等推進協議会においては、条例に基づき、委員を委嘱しております。それぞれの分野につきましては、条例第3条(1)は委員名簿1～4番、(2)は委員名簿5番、(3)は委員名簿6～10番、(4)は委員名簿11番、(5)は委員名簿12、13番、(6)は委員名簿14番、(7)は委員名簿15、16番となっております。また、公募委員につきましては、一般市民及び当事者についてそれぞれ広報あかるいまちやホームページで募集し、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会にて選考しています。公募委員選考委員会の委員は、協議会会長及び副会長、健康福祉部長、こども未来部長、健康福祉部副部長、福祉事務所長、保健所長、こども未来部副部長、地域共生社会推進課長、障がい福祉課長、子育て給付課長で構成しております。</p> <p>計画の策定にあたっては、協議会に公募委員や障害者団体の代表者に参画いただくとともに、アンケート調査や意見交換会を通じたニーズ調査や自立支援協議会等の障がい分野の様々な会議等を通して、障がいのある方のご意見を反映するよう努めております。今後も、協議会をはじめ、日々の相談支援や各種会議等を通して、より広いご意見を頂戴しながら、計画の評価・進行管理に努めていきたいと考えております。</p>

No	パブリック・コメントの内容（要旨）	本市の考え方
4	<p>【自立支援医療について】 p14 自立支援医療について、疾病分類が躁うつ病となっているが、双極性障害のほうが適切と考えるかどうか。</p>	<p>自立支援医療の疾病分類について、国や県の資料では最新の疾病分類（ICD-10）で分類されています。それに合わせて「躁うつ病」は「気分障害」に修正します。</p>
5	<p>【就労支援について】 p19 取り組むべき課題について、障害者の就労支援とあるが、現在の法定雇用率の達成状況がどうか、数字で示してください。公立機関、民間企業それぞれ示してください。</p>	<p>以下、厚生労働省において公表されている令和5年6月1日現在の全国の状況を回答いたします（カッコ内は高知県内の状況）。</p> <p>①民間企業：法定雇用率2.3% 法定雇用率達成割合 50.1%（高知県63.6%）</p> <p>②公的機関：法定雇用率2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5% 国：法定雇用率達成割合 100% 都道府県：法定雇用率達成割合 93.3%（高知県75.0%） 市町村：法定雇用率達成割合 77.6%（高知県74.5%） 教育委員会：法定雇用率達成割合 67.4%（高知県100%）</p> <p>③独立行政法人など：法定雇用率2.6% 法定雇用率達成割合 83.5%（高知県100%）</p>
6	<p>【疾病予防について】 p31 具体的施策について、障がいの原因となる疾病予防とあるが、どのような疾病を想定しているのか具体的に教えてください</p>	<p>食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となるといわれている生活習慣病を想定しています。具体的には、がんや心臓病、糖尿病、脳血管疾患等です。</p>
7	<p>【難病について】 p33 難病患者について 高知市難病対策地域協議会の委員構成が偏りがありすぎる 現在14名のうち保健福祉関係従事者が13名で患者家族から1名のみ これで本当に当事者のニーズを把握できるのか サービス提供者はそれで収益を得ており、当事者のニーズではなく提供者側の都合で検討される可能性も否めない もっと当事者の声を活かせる委員構成を求めろ 見解を示してください 指標目標としてガイドブック配布窓口を3から12か所に増やすとある 長期目標として適切なのか。増やすだけならすぐできる。再考してください。</p>	<p>現在の委員は、国が定める「難病特別対策推進事業実施要綱」の「別紙難病特別対策推進事業の実務上の取扱いについて」に基づき、医療、福祉、保健、相談、地域、就労、教育、患者・家族など多岐にわたる分野から選定されています。各委員からは、患者ご本人やご家族の声をふまえた意見等が出され、現状の問題や課題についてご協議いただいております。</p> <p>配布窓口は、ガイドブックを置いているだけの窓口を増やすことではなく、対象者が来所した際にお渡しできる窓口を増やすことが必要と考えています。そのためには、適切な場所の選定や、関連する許認可手続きなどが必要であり時間を要すると考えています。また、配布窓口数を増やすことで、難病患者やその家族が必要な情報を迅速かつ容易に入手できる状況を目指しています。具体的な効果として、ガイドブックに掲載された情報が広く普及し、患者や家族が適切なサービスに早期にアクセスできるようになること、患者や家族へのサポートが強化され、在宅療養に関する不安が軽減されることを想定しています。</p>
8	<p>【権利擁護の推進について】 p59 権利擁護の推進について、東京の精神科病院で暴力虐待で看護師が逮捕される事件がありました。障害者施設だけでなく、精神科病棟での入院患者の人権を守るためにどのように対策しているのか、医療監視も行われているようであるが、結局東京ではそれがうまく機能していなかった。抜き打ちで監査するなど強化していく必要があると思うが今後の対策について見解を示してください。</p>	<p>令和6年4月1日施行の改正精神保健福祉法では、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者には、速やかに都道府県等に通報することが義務付けられ、他にも精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、都道府県等による適切な監督権限の行使等見直し内容を規定しています。</p> <p>本市としても、精神科病院における虐待防止について、啓発周知に取り組んでいきます。</p>
9	<p>【バリアフリーについて】 p70 バリアフリーについて、電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化どうなっているのか。現在の課題と今後取り組むことを教えてください。</p>	<p>電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化については、それぞれの民間事業者において、低床型車両の導入を進めているところです。</p>